

公の施設等における民間活力活用の総点検 を踏まえた取組方針について

目 次

1	公の施設等における民間活力活用の総点検の概要 …	1 頁
2	点検結果 ……………	3
3	取組方針 ……………	4
4	資 料 ……………	23

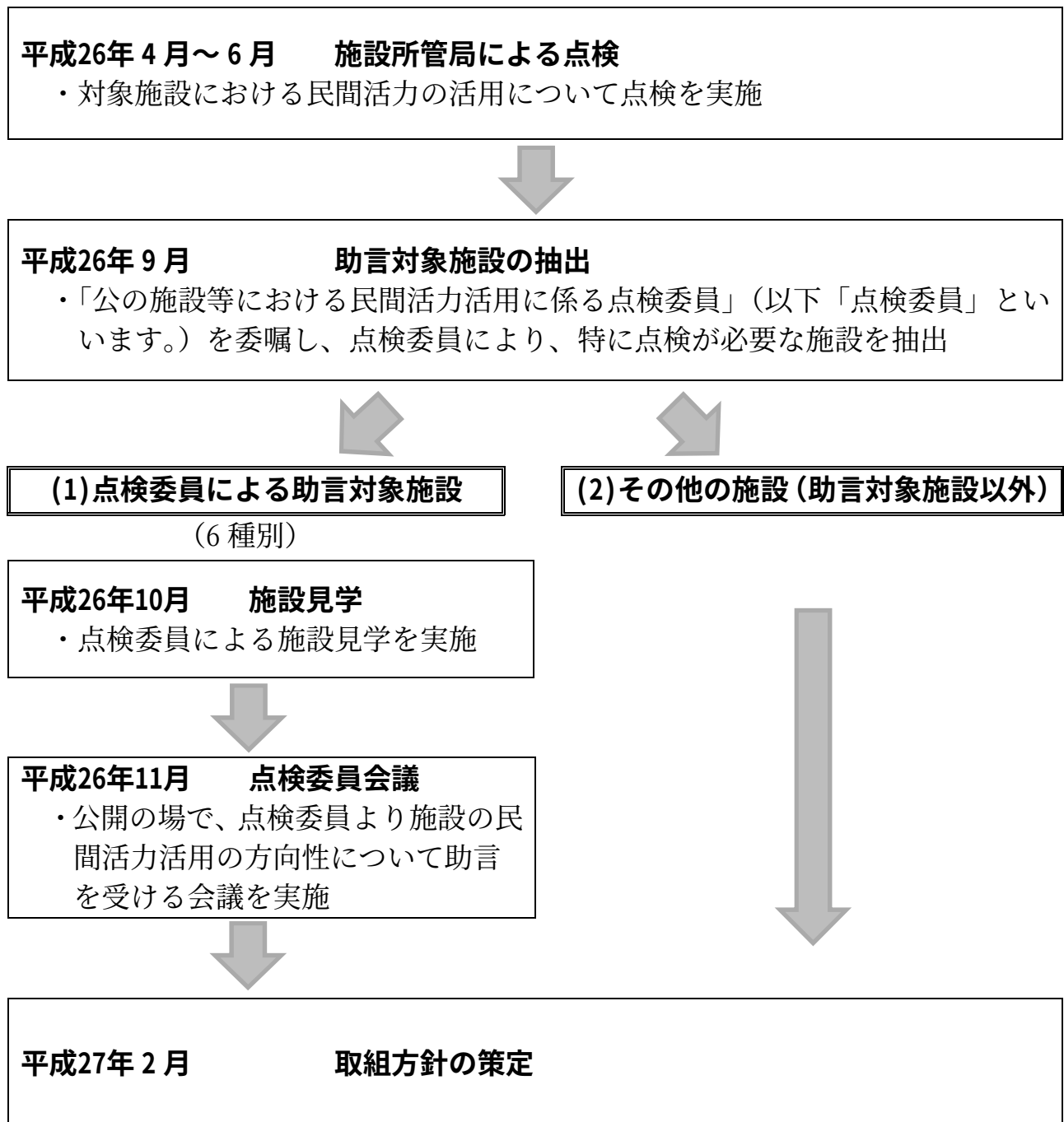
平成 27 年 2 月
名古屋 市

1 公の施設等における民間活力活用の総点検の概要

(1) 趣旨

平成20年度に実施した「公の施設の見直し」から5年が経過し、民間活力活用制度が拡大している中、民でできるものは民に委ねることを基本とし、直営の公の施設等について、民間活力活用の総点検を行いました。

(2) 取り組みの経過



(3) 対象施設

【一覧】（ゴシック体表記の施設は、点検委員による助言対象施設）

所管局	施設名	所管局	施設名
市長室	名古屋市公館	子ども	地域療育センター
市民	市民活動推進センター	青少年局	発達障害者支援センター
経済局	消費生活センター	緑政	東山公園（動植物園）
	名古屋城	土木局	農業公園
健康	霊園	教育	野外教育センター
福祉局	八事斎場	委員会	子ども適応相談センター
	厚生院		教育センター
	植田寮		教育館
	生活衛生センター		博物館
	動物愛護センター		蓬左文庫
子ども	乳児院・児童養護施設		秀吉清正記念館
青少年局	障害児入所施設		美術館
	情緒障害児短期治療施設		科学館
	児童自立支援施設		図書館

【対象施設の考え方】

対象とする施設	公の施設、公所及び行政評価（内部評価事業）の対象施設のうち、企業局所管施設を除き、市職員が直接従事しているものを対象とする。
対象から除く施設	ア 市民が直接に利用する施設でないもの イ その他除外する施設 ・本庁、区役所・支所、その他区域を分けて事務を分掌させている施設 ・行政評価（外部評価事業）の対象となった施設（平成26年度以降も引き続き取り組みを進めるもの等を除く） ・個別法において、施設の管理主体が地方公共団体に限定されているもの（学校、河川、道路等）

2 点検結果

対象施設について、点検を踏まえた取組方針を取りまとめました。

各施設においては、取組方針に基づき、より効率的・効果的な管理運営となるよう、民間活力活用の推進を図ってまいります。

3 取組方針

目 次

(1) 点検委員による助言対象施設

①	霊園（八事・愛宕）	5 頁
②	八事斎場	5
③	乳児院・児童養護施設（若葉寮・ひばり荘）	7
④	東山公園（動植物園）	7
⑤	野外教育センター（稲武・中津川）	9
⑥	図書館	9

(2) その他の施設

①	名古屋市公館	11 頁
②	市民活動推進センター	11
③	消費生活センター	11
④	名古屋城	11
⑤	厚生院	13
⑥	植田寮	13
⑦	生活衛生センター	13
⑧	動物愛護センター	13
⑨	児童養護施設（若松寮）	15
⑩	障害児入所施設（あけぼの学園）	15
⑪	情緒障害児短期治療施設（くすのき学園）	15
⑫	児童自立支援施設（玉野川学園）	15
⑬	地域療育センター（中央療育センター、西部地域療育センター、北部地域療育センター）	17
⑭	発達障害者支援センター	17
⑮	農業公園（農業センター）	17
⑯	子ども適応相談センター	17
⑰	教育センター	19
⑱	教育館	19
⑲	博物館	19
⑳	蓬左文庫	19
㉑	秀吉清正記念館	21
㉒	美術館	21
㉓	科学館	21

(1) 点検委員による助言対象施設

番号	所管局	施設名	設置目的等・概要	
①	健康福祉局	霊園（八事・愛宕） （八事：天白区天白町大字八事字裏山 69 番地、愛宕：緑区有松愛宕 362 番地）	市民に低廉で良質な墓地を提供するため、管理料の徴収、墓地使用者の募集など霊園の適正管理及び墓地管理にかかる各種相談対応などを実施	
			26 年度職員数	26 年度予算額 （一般財源額）
			正規 6.5 人 嘱託 1 人	86,446 千円 （一）
番号	所管局	施設名	設置目的等・概要	
②	健康福祉局	八事斎場 （天白区天白町大字八事字裏山 69 番地）	亡くなられた方とのお別れをしていただくとともに、健康で衛生的な暮らしを守るため、火葬の適切な執行や設備の維持管理などを実施	
			26 年度職員数	26 年度予算額 （一般財源額）
			正規 21.5 人 嘱託 3 人	433,910 千円 (73,563 千円)

（注 1）嘱託職員数は、年額又は月額により報酬を支払う職員数を計上

（注 2）予算額(一般財源額)は、正規職員の人件費及び臨時的事業(整備など)に係る経費を除外

点検委員からの助言	取組方針
・費用対効果の観点から、市が直接実施する必要がある業務と一般的な管理運営業務を切り分けて、後者については指定管理者制度の下で運用する検討をすべき。また、管理料の滞納についても、施設の性格上慎重かつ手厚い対応をしているが、本来基準に沿って対応すべき。 ・併設されている八事斎場の改築等の検討スケジュールに合わせて、期限を決めて直営体制を解消する検討をすべき。 ・民間への継承を念頭に、困難事例の件数や状況を整理すべき。	一体で管理運営を行っている八事斎場の再整備の検討状況を考慮しつつ、すでに指定管理者制度を導入しているみどりが丘公園の事例も参考に、民間活力の活用について検討していく。
点検委員からの助言	取組方針
・現状の老朽化している状態では、市民ニーズに対して適切なサービスの提供ができていない状態が続くため、なるべく早く再整備計画の検討をすべき。 ・老朽化が課題であり、再整備の検討に合わせて、大規模災害等への人員確保等の課題について他都市の対応などを研究するとともに、PFI や指定管理者制度の導入など民間活力の活用について期限を決めて検討すべき。 ・再整備の時期が明確でないのであれば、大規模災害発生時の緊急対応について、運転要員の確保という観点で官民差があるとは考えにくい点や、過去のトラブルやノウハウ等の標準化を行うことで民間による運営の可能性も出てくる点を踏まえ、設備更新を待たず民間活力の活用を検討すべき。	建物及び火葬設備の老朽化に伴う再整備の検討と併せて、すでに指定管理者制度を導入している第二斎場の事例も参考に、民間活力の活用について検討していく。

番号	所管局	施設名	設置目的等・概要	
③	子ども青少年局	乳児院・児童養護施設（若葉寮・ひばり荘） （若葉寮：尾張旭市平子町北 59 番地 17、ひばり荘：瑞穂区弥富町字密柑山 1 番地の 4）	家庭環境等から家庭で生活できない児童を対象に養育するとともに、退所した児童に対する相談等の援助を実施する入所施設	
			26 年度職員数	26 年度予算額 （一般財源額）
			正規 60 人 嘱託 10 人	124,701 千円 (85,302 千円)
番号	所管局	施設名	設置目的等・概要	
④	緑政土木局	東山公園（動植物園） （千種区東山元町東山元町 3 丁目 70 番地）	約 500 種の動物と約 7,000 種の植物の展示のほか、環境教育や調査研究、各種イベントの実施を通じ、自然のすばらしさや大切さを学習し、生物多様性の保全や地球環境の持続につながる場となるとともに、市民に憩いの場を提供	
			26 年度職員数	26 年度予算額 （一般財源額）
			正規 113 人 嘱託 1 人	1,309,267 千円 (1,046,203 千円)

点検委員からの助言	取組方針
- 行政上の権限を積極的に活用することなどにより、施設を直営で持つことにこだわらず、民間施設において受け入れができない場合のセーフティネットの役割を担保することについて検討し、民間による運営に移行すべき。 - 他都市の状況を踏まえて1種別1施設5種直営にこだわらず、市職員が現場の実態を把握できるような研修や交流派遣などにより、政策立案できる仕組みを構築し、民間施設に影響力を及ぼすことによって市の役割を果たしていくべき。 1種別1施設5種直営については、市が民間を育てるという役割を一定程度担うとともに、今後の諸情勢を踏まえて現行体制が最適なのか絶えずチェックしつつ、説明責任を果たしていくべき。 - 費用対効果について、民間施設と同じコストであれば、公立施設の方がレベルの高いサービスを提供できることが明確に説明されるべき。	民間では対応が困難なケースに対するセーフティネットとして、また職員の養育能力の向上や現場の実態を反映した施策立案や指導を図る観点から、1種別1施設として直営とし、市全体の養育水準の向上を図る。 今後も社会情勢や民間法人の状況等を注視しつつ、運営体制について検討を行うとともに、施設の効率的・効果的な管理運営に取り組んでいく。
点検委員からの助言	取組方針
- 人口減少及び少子高齢化に対応した持続的な経営を目指し、民間企業や市民との連携を進め、一層経営事業収入の拡大を図りつつ、指定管理者制度や地方独立行政法人化を含め、経営的視点を強く導入した体制を検討すべき。 - 収益向上や来園者の増加等に向け、アイデアが出やすいような業務環境の整備、職員の人材登用、モチベーションの向上を含め、運営のあり方を検討すべき。 - 営業施設の事業者積極的に取り組みを求めることで、周辺の地域住民などに入園せずとも営業施設やグッズ販売を利用できる機会を提供するなど、経営的感覚を取り入れた園の運営を図るべき。 - 種の保存、環境教育、調査研究については、ピアレビュー（同種の専門家間における公正な評価）など客観的な手法による評価などを受け、取り組みの意義を市民に明らかにすべき。	現行の体制において、経営的視点に立った効率的な運営をより一層進めるとともに、先進事例なども参考にしつつ、管理運営のあり方について引き続き検討していく。 また、今後も来園者の増加やサービス向上を図るため、職員のアイデアが生かされる職場環境の形成に努め、営業施設などについては、ノウハウを持った民間活力導入の取り組みを進めていく。 動植物園の持つ種の保存、環境教育、調査研究といった役割を果たすための取り組みについては、HPを活用した積極的なPRをはじめ様々な手法により、その目的や成果を広く来園者や市民に発信していく。

番号	所管局	施設名	設置目的等・概要	
⑤	教育委員会	野外教育センター (稲武・中津川) (稲武:豊田市稲武町井山1番地の19、 中津川:中津川市苗木字並松 4827 番地)	市立小・中学校及び特別支援学校の児童生徒の自然環境における学習と共同生活を通じて、心身の健全な発達に寄与	
			26 年度職員数	26 年度予算額 (一般財源額)
			正規 10 人 嘱託 40 人	199,357 千円 (192,916 千円)
番号	所管局	施設名	設置目的等・概要	
⑥	教育委員会	図書館 (中央館:昭和区鶴舞一丁目 1 番 155 号、分館:中区・昭和区を除いた各区及び支所管内につき 1 館)	図書、記録その他必要な資料を収集、整理、保存して、一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する	
			26 年度職員数	26 年度予算額 (一般財源額)
			正規 151 人 嘱託 58 人	1,060,812 千円 (1,015,462 千円)

(注 3) 図書館は、既に指定管理者制度を導入している志段味図書館を除く 20 箇所が対象

点検委員からの助言	取組方針
・児童生徒のための施設という視点で、よりレベルの高い野外教育プログラムを実施する観点を持ち、学校教育施設ということを理由とせず、民間活力の活用について柔軟な検討を行うべき。 ・責任を持って教育指導するのは教員で、現場のノウハウをもって助言をするのは施設職員という役割を明確に分けたうえで、民間の持つノウハウや既に民間委託を行っている野外学習センターの例を踏まえ、できる限り業務委託を進めるべき。	現在の業務内容を精査し、費用対効果の観点や、これまでの野外教育の実施状況を踏まえながら、民間活力の活用について検討していく。
点検委員からの助言	取組方針
・情報化社会の進展にも合わせ、市民ニーズへの対応や来館者の大幅な増加を目指し、PFI や指定管理者制度の導入を含む民間活力の活用など、大胆な図書館施策を実施すべき。 ・民間活力の活用にあたっては、21 館の均質的な運営にとらわれることなく、各館の独自性がさらに発揮できるように自由度を拡大したり、運営者のインセンティブを増やすなど様々な手法を果敢に検討すべき。	図書館を取り巻く状況の変化に適切に対応し、市民ニーズに応えることができるよう、図書館のあり方や運営方法などについて、試行中の指定管理者制度を含め、積極的に検討していく。

(2) その他の施設

番号	所管局	施設名	設置目的等・概要
①	市長室	名古屋市公館 (中区三の丸三丁目 2 番 5 号)	国内外からの賓客等をもてなす場、市民が参加する各種会議や懇談会・表彰式の場合などに活用
②	市民経済局	市民活動推進センター (中区栄三丁目 18 番 1 号 ナディアパークデザインセンタービル 6 階)	NPO 法人の認証・認定等の所轄庁事務及び協働の推進、市民活動の相談・情報提供等を実施
③		消費生活センター (中区栄一丁目 23 番 13 号 伏見ライフプラザ 11 階)	消費生活相談・苦情処理、消費者啓発、商品テスト、情報収集・提供及び消費者活動支援の諸機能を有する消費者行政の拠点
④		名古屋城 (中区本丸 1 番 1 号)	昭和 27 年に「特別史跡 名古屋城跡」として指定を受け、名古屋のシンボルとして、この地方の歴史・文化を観光客に伝えるとともに、四季を通して催事を行い、市民の憩いの場を提供

26 年度職員数	26 年度予算額 (一般財源額)	取組方針
正規 1 人 嘱託 3 人	48,390 千円 (46,248 千円)	平成 27 年度から管理運営体制を見直し、委託化を実施する。
正規 8 人 嘱託 8 人	99,673 千円 (94,097 千円)	社会的課題に対する協働による取り組みの推進を図るため、NPO や企業、大学等の多様な主体と連携し、引き続き積極的に協働による事業展開に努めていく。
正規 11 人 嘱託 25 人	138,090 千円 (92,654 千円)	平成 26 年 6 月に改正された消費者安全法に基づき、今後、国において策定される予定となっている組織運営等に関する具体的な基準を踏まえた上で、民間活力の活用について検討していく。
正規 16 人 嘱託 6 人	501,108 千円 (一)	発券・改札、警備、清掃、収納等の業務において既に実施している包括的な業務委託の範囲の拡大について検討していく。 また、集客力の向上に向けた広報や催事等について、更なる民間活力の活用や隣接する能楽堂等との連携について検討していく。

番号	所管局	施設名	設置目的等・概要
⑤	健康福祉局	厚生院 (名東区勢子坊二丁目 1501 番地)	医療保護施設・救護施設・特別養護老人ホームの 3 つの機能を有する大規模・複合施設であり、医療を中核としてそれぞれの機能を相互に活用し、医療・福祉・介護サービスを一体的に切れ目なく提供することで、経済的に困窮し、親族からの支援も期待できない医療的ケアが必要な方など他の施設では受入れが困難な方を多数受入れているセーフティネットとしての役割を担う施設
⑥		植田寮 (天白区植田山二丁目 101 番地)	経済的に困窮していることとあわせて、障害があるため日常生活を営むことが困難な方に対して生活の援助を行う救護施設、生活指導を通じて自立更生を図る更生施設の 2 つの機能を有し、居宅での生活が困難で、親族からの支援も期待できない方など他の種別の施設では受入れが困難な方を受入れているセーフティネットとしての役割を担う施設
⑦		生活衛生センター (千種区若水一丁目 2 番 33 号)	市民の安全・安心かつ健康的な暮らしを守るため、感染症患者移送及び消毒による感染症まん延の防止、感染症を媒介する衛生害虫及び有害生物による健康被害の発生の防止などの健康危機管理対策を実施
⑧		動物愛護センター (千種区平和公園二丁目 106 番地)	動物による市民への危害防止と動物の愛護のため、放浪犬の捕獲と抑留、ペットショップ等の監視指導、動物愛護精神と適正飼養の普及啓発、やむを得ず飼えなくなった犬猫の引き取りと譲渡、市民から通報のあった路上など公共の場所でけがをして動けない負傷動物の収容などを実施

26 年度職員数	26 年度予算額 (一般財源額)	取組方針
正規 304 人 嘱託 42 人	1,323,510 千円 (308,492 千円)	今後の厚生院の果たすべき役割や、それに基づく運営手法など必要な事項について検討していく。
正規 36 人 嘱託 9 人	285,192 千円 (152,122 千円)	老朽化等施設上の課題への対応と併せて、今後の植田寮の果たすべき役割や、それに基づく運営手法など必要な事項について検討していく。
正規 25 人 嘱託 3 人	21,892 千円 (21,706 千円)	衛生研究所への統合を進めた上で、事業の効率的・効果的な運営に向けた取り組みを引き続き推進していく。
正規 30 人 嘱託 9 人	51,944 千円 (49,595 千円)	知識・経験のある事業者への一部業務委託を検討するとともに、各種啓発事業や犬猫の譲渡活動についてボランティアとの協働を推進していく。

番号	所管局	施設名	設置目的等・概要
⑨	子ども 青少年 局	児童養護施設（若松寮） （名東区山香町 321 番地）	家庭環境等から家庭で生活できない児童を対象に養育するとともに、退所した児童に対する相談等の援助を実施する入所施設
⑩		障害児入所施設（あけぼの学園） （天白区植田山二丁目 101 番地）	主に地域での生活が困難な知的障害児を対象に安心して生活できる環境をつくるとともに、独立自活に必要な知識技能の取得により地域移行を実施する市内唯一の入所施設 医師を配置し、最重度あるいは医療対応が必要な知的障害児にも対応
⑪		情緒障害児短期治療施設（くすのき学園） （昭和区折戸町 4 丁目 16 番地 児童福祉センター内）	医師を配置し、軽度の情緒障害を有する児童を対象に短期間の入所又は通所による治療を実施するとともに、退所した児童に対し相談等の援助を実施する市内唯一の入所・通所施設 児童福祉センター内の各部署と連携するとともに、併設する小中学校分校との一体的な協力体制により運営
⑫		児童自立支援施設（玉野川学園） （守山区大字下志段味字長廻間 2280 番地の 12）	不良行為等の理由により生活指導等を要する児童を対象に必要な指導を実施するとともに、退所した児童に対して相談等の援助を実施する市内唯一の入所施設 政令市等に設置義務があり、公教育の導入など他施設と異なる特徴を有する公共性の高い施設

26 年度職員数	26 年度予算額 (一般財源額)	取組方針
正規 23 人 嘱託 1 人	66,637 千円 (48,475 千円)	平成 28 年度に民間移管を予定している。
正規 85 人 嘱託 16 人	216,911 千円 (171,584 千円)	民間では対応が困難なケースに対するセーフティネットとして、また職員の養育能力の向上や現場の実態を反映した施策立案や指導を図る観点から、1 種別 1 施設として直営とし、市全体の養育水準の向上を図る。 今後も社会情勢や民間法人の状況等を注視しつつ、運営体制について検討を行うとともに、施設の効率的・効果的な管理運営に取り組んでいく。
正規 21 人 嘱託 ー	32,901 千円 (13,981 千円)	民間では対応が困難なケースに対するセーフティネットとして、また職員の養育能力の向上や現場の実態を反映した施策立案や指導を図る観点から、1 種別 1 施設として直営とし、市全体の養育水準の向上を図る。 今後も社会情勢や民間法人の状況等を注視しつつ、運営体制について検討を行うとともに、施設の効率的・効果的な管理運営に取り組んでいく。
正規 21 人 嘱託 1 人	61,711 千円 (45,198 千円)	民間では対応が困難なケースに対するセーフティネットとして、また職員の養育能力の向上や現場の実態を反映した施策立案や指導を図る観点から、1 種別 1 施設として直営とし、市全体の養育水準の向上を図る。 今後も社会情勢や民間法人の状況等を注視しつつ、運営体制について検討を行うとともに、施設の効率的・効果的な管理運営に取り組んでいく。

番号	所管局	施設名	設置目的等・概要
⑬	子ども 青少年 局 (続き)	地域療育センター（中央療育センター、西部地域療育センター、北部地域療育センター） （中央：昭和区折戸町 4 丁目 16 番地 児童福祉センター内、西部：中川区小本一丁目 20 番 48 号、北部：西区新福寺町 2 丁目 6 番地の 5）	医師をはじめ多くの医療技術職を配置し、障害のある児童及びその疑いのある児童を対象に相談、検査、医療の提供及び療育訓練並びに通所事業を実施する施設 中央療育センターについては、児童福祉センターを構成する施設であり、児童福祉センター内の各部署と連携をとって運営
⑭		発達障害者支援センター （昭和区折戸町 4 丁目 16 番地 児童福祉センター内）	医師を配置し、発達障害児者及びその家族等に対し、専門的にその相談に応じ、助言を行うなど、地域生活を支援する市内唯一の発達障害者支援センター 児童福祉センター内の各部署と連携をとって運営
⑮	緑政土木局	農業公園（農業センター） （天白区天白町大字平針字黒石 2872 番地の 3）	都市農業の振興を行うとともに、市民に「農」とのふれあいの場、憩いの場を提供し、「農」への理解や農業知識の向上を推進 平成 26 年度から市民向け農業施策の企画・実施、新たな担い手育成策などの本庁機能を所管
⑯	教育委員会	子ども適応相談センター （西区城西三丁目 20 番 30 号）	心理的な理由により登校できない市立小中学生に対して、教育相談・適応指導を通じて学校に復帰できるようにする

26 年度職員数	26 年度予算額 (一般財源額)	取組方針
正規 122 人 嘱託 14 人	197,366 千円 (114,669 千円)	西部及び北部地域療育センターについては、受託能力のある法人が限定される中、医師をはじめとする医療技術職の確保の課題に取り組み、民営化について検討していく。 中央療育センターについては、医師など医療技術職を中心に児童福祉センター内の他施設と連携して運営しており、市内の療育支援や地域支援の内容や質の向上、均質化を図るため、本市の療育体制の中心として引き続き直営で運営する。
正規 5 人 嘱託 2 人	13,981 千円 (3,842 千円)	医師をはじめとする専門知識・経験豊富な職員による対応、信頼性の維持の観点から直営とし、同センターを核に関係機関との連携・協働を図る。 今後も社会情勢、他都市や民間法人の状況等を注視しつつ、運営体制について検討を行うとともに、効率的・効果的な事業の運営に取り組んでいく。
正規 23 人 嘱託 ー	124,527 千円 (68,242 千円)	他の農業公園 2 施設（農業文化園、東谷山フルーツパーク）を統括する役割を担うとともに、農業公園機能について、委託の拡大などさらなる経費削減を引き続き検討していく。
正規 9 人 嘱託 20 人	108,912 千円 (108,095 千円)	保守管理業務の委託や、適応指導の支援に大学生・大学院生ボランティアを活用するなど、引き続き民間活力の活用を図っていく。

番号	所管局	施設名	設置目的等・概要
⑰	教育委員会 (続き)	教育センター (熱田区神宮三丁目 6 番 14 号)	教育に関する専門的・技術的な調査研究を行い、教職員の力量の向上を図るとともに、教育相談等により問題解決の支援を実施 (市民利用対象施設：子ども教育相談、施設貸出事業の一部)
⑱		教育館 (中区錦三丁目 16 番 6 号)	教育に関する専門的・技術的な調査研究を行い、教職員の力量の向上を図るとともに、自主研修や教育事業に伴う施設利用を通じて教育の向上を図る (市民利用対象施設：施設貸出事業の一部)
⑲		博物館 (瑞穂区瑞穂通一丁目 27 番地の 1)	歴史、考古、民俗及び美術工芸に関する資料について調査研究及び収集・保管・展示するとともに、教育的配慮のもとに市民等の教養の向上、調査研究等に寄与
⑳		蓬左文庫 (東区徳川町 1001 番地)	尾張徳川家旧蔵資料を中心とした優れた古典籍はじめ貴重な歴史的文献資料の収集・保存・活用を実施

26 年度職員数	26 年度予算額 (一般財源額)	取組方針
正規 47 人 嘱託 50 人	478,118 千円 (397,919 千円)	保守管理業務の委託など、引き続き民間活力の活用を図っていく。
正規 1 人 嘱託 4 人	34,419 千円 (26,841 千円)	管理運営における民間活力の活用については、今後予定されている移転改築の整備計画の中で検討していく。
正規 32 人 嘱託 7 人	251,193 千円 (128,795 千円)	他都市や国の動向の情報収集をしつつ、専門性や人材育成といった人的要素、事業の継続性、費用対効果等の観点から、地方独立行政法人による管理運営について検討していく。
正規 4 人 嘱託 3 人	109,538 千円 (82,835 千円)	他都市や国の動向の情報収集をしつつ、専門性や人材育成といった人的要素、事業の継続性、費用対効果等の観点から、地方独立行政法人による管理運営について検討していく。

番号	所管局	施設名	設置目的等・概要
②①	教育委員会 (続き)	秀吉清正記念館 (中村区中村町字茶ノ木 25 番地 中村公園文化プ ラザ 2 階)	豊臣秀吉と加藤清正の偉業を顕彰し、関係資料を中心 に収集・保管・展示するとともに、調査・研究を実施
②②		美術館 (中区栄二丁目 17 番 25 号 白川公園内)	市民に広く美術の鑑賞の場と学習の機会を提供する とともに、地域社会の美術活動の振興と芸術・文化の発 展に寄与
②③		科学館 (中区栄二丁目 17 番 1 号 白川公園内)	科学の原理と応用を理解し、そのおもしろさ、楽しさ を味わってもらうなど市民に科学を通じた生涯学習の 場を提供

26 年度職員数	26 年度予算額 (一般財源額)	取組方針
正規 2 人 嘱託 3 人	12,432 千円 (12,188 千円)	効率的な館の運営に努めるとともに、管理運営体制の見直しを検討する。 とりわけ地方独立行政法人による管理運営については、他都市や国の動向の情報収集をしつつ、専門性や人材育成といった人的要素、事業の継続性、費用対効果等の観点から検討していく。
正規 16 人 嘱託 3 人	239,663 千円 (122,419 千円)	他都市や国の動向の情報収集をしつつ、専門性や人材育成といった人的要素、事業の継続性、費用対効果等の観点から、地方独立行政法人による管理運営について検討していく。
正規 33 人 嘱託 25 人	682,086 千円 (225,626 千円)	他都市や国の動向の情報収集をしつつ、専門性や人材育成といった人的要素、事業の継続性、費用対効果等の観点から、地方独立行政法人による管理運営について検討していく。

4 資 料

(1) 点検委員について

公の施設等における民間活力活用に係る点検委員

1 趣旨

公の施設等の効率的・効果的な管理運営を推進するため、本市の公の施設等における民間の活力の活用に関する事項について、調査を行い、市長に必要な助言を行う。（地方自治法第 174 条第 1 項に基づき設置する専門委員）

2 委員名簿

(50 音順)

氏 名	役職等
お がわ 川 ひかる 光	名古屋大学大学院経済学研究科教授
か とう 藤 よし 人	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部 名古屋本部 副本部長
た なか 田 ひさ 中 し 久 司	一般社団法人日本人材派遣協会 中部地域協議会 副会長

3 任期

平成 26 年 9 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

(2) 関係例規

公の施設等における民間活力活用に係る点検委員の設置に関する規則をここに公布する。

平成26年 8 月25日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第79号

公の施設等における民間活力活用に係る点検委員の設置に関する
規則

(設置)

第1条 本市の公の施設等の効率的かつ効果的な管理運営を推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第174条第1項の規定により、本市の公の施設等における民間の活力の活用に関する事項について、調査を行い、市長に必要な助言をする公の施設等における民間活力活用に係る点検委員（以下「点検委員」という。）を置く。

2 点検委員は、行政改革、民間経営又は公の施設の管理に関し優れた識見を有する者のうちから市長が選任する。

3 点検委員は、その任務が終了したときに解任されるものとする。

(報酬の額等)

第2条 点検委員の報酬及び費用弁償の額は、名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）第2条第2項及び

第7条第4項の規定に基づき、次に掲げるとおりとする。

(1) 報酬の額 日額12,600円

(2) 旅費の額 職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）別表第1行政職給料表の職務の級8級に相当するとして、名古屋市旅費条例（昭和25年名古屋市条例第32号）の規定を適用して算定した額

（庶務）

第3条 点検委員の庶務は、総務局行政改革推進部行政改革推進室において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。